

令和4年第6回春日井市議会定例会

附属資料

目 次

I	令和4年第6回春日井市議会定例会提出議案	1
1	補正予算	
2	条例案	
3	一般議案	
4	報告	
II	条例案の要旨	3
III	一般議案の要旨	9
IV	令和4年度補正予算の概要	10
V	報告の要旨	15

I 令和4年第6回春日井市議会定例会提出議案

1 補正予算

- 第81号議案 令和4年度春日井市一般会計補正予算（第6号）
- 第82号議案 令和4年度春日井市一般会計補正予算（第7号）
- 第83号議案 令和4年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第84号議案 令和4年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 第85号議案 令和4年度春日井市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第86号議案 令和4年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

2 条例案

- 第87号議案 春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第88号議案 春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 第89号議案 春日井市個人情報等保護条例について
- 第90号議案 春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第91号議案 春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第92号議案 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第93号議案 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第94号議案 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第95号議案 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第96号議案 春日井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について
- 第97号議案 春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例について
- 第98号議案 春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
- 第99号議案 春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第100号議案 春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する条例について
- 第101号議案 春日井市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 第102号議案 春日井市手数料条例の一部を改正する条例について
- 第103号議案 春日井市潮見坂平和公園条例の一部を改正する条例について

3 一般議案

- 第104号議案 春日井市子どもの家の指定管理者の指定について
第105号議案 春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について
第106号議案 春日井市高蔵寺まなびと交流センターの指定管理者の指定について

4 報告

- 報告第33号 和解の専決処分について

補正予算	6件
条例案	17件
一般議案	3件
<hr/>	
小計	26件
報告	1件
<hr/>	
合計	27件

II 条例案の要旨

第87号議案

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 公職選挙法施行令の一部改正（令和4年政令第172号。令和4年4月6日施行）に準じ、次のとおり市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を引き上げるもの
 - (1) 自動車の使用（第4条関係）
 - ア 自動車の借入れ契約である場合 1日当たり16,100円（現行 15,800円）
 - イ 自動車の燃料の供給に関する契約である場合 7,700円（現行 7,560円）
に候補者届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額
 - (2) ビラの作成（第2条、第5条関係）
1枚当たり7円73銭（現行 7円51銭）
 - (3) ポスターの作成（第6条関係）
1枚当たりの単価
$$= \frac{541円31銭（現行 525円6銭） \times 掲示場数 + 316,250円（現行 310,500円）}{掲示場数}$$
- 2 施行日 公布の日

第88号議案

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について

- 1 地域共生社会の実現のための包括的な支援体制の推進に関する事務を健康福祉部の所掌事務とするもの（第7条関係）
- 2 青少年子ども部の所掌事務を再編するもの（第8条関係）
- 3 施行日 令和5年4月1日

第89号議案

春日井市個人情報等保護条例について

- 1 個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号。令和5年4月1日等施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 題名を春日井市個人情報等保護条例（現行 春日井市個人情報保護条例）とするもの（題名関係）
 - (2) 保有個人情報の開示請求に係る手数料の額を無料とし、写しの交付にあっては実費を負担しなければならないこととするもの（第9条関係）
 - (3) 死者に関する情報について、適正に保有、取得及び利用しなければならないこととするもの（第12条—第14条関係）
 - (4) 実施機関は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問することができることとするもの（第27条関係）
 - (5) 死者に関する情報の不適切な提供等に対し、罰則を定めるもの（第30条—第32条関係）
- 2 施行日 令和5年4月1日

第90号議案

春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号。令和5年4月1日施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 職員の定年年齢を65歳とするもの（第3条関係）
 - (2) 管理監督職勤務上限年齢を60歳とするもの（第7条関係）
 - (3) 管理監督職勤務上限年齢による降任等に当たり、任命権者の遵守すべき事項を規定するもの（第8条関係）
 - (4) 春日井市職員再任用条例を廃止するもの（附則関係）
 - (5) 次の条例の規定を整備するもの（附則関係）
 - ア 春日井市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - イ 春日井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - ウ 春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - エ 春日井市職員の育児休業等に関する条例
 - オ 春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
 - カ 春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例
- 2 施行日 令和5年4月1日

第91号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について次のとおり改めるもの
 - (1) 勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第23条関係）

（単位：月分）

区 分		現 行	改正案	
			令和4年度	令和5年度以降
一般職員 (特定幹部職員を除く。)	6月	0.95	0.95	1.0
	12月	0.95	1.05	1.0
	合計	1.9	2.0	2.0
一般職員 (特定幹部職員)	6月	1.15	1.15	1.2
	12月	1.15	1.25	1.2
	合計	2.3	2.4	2.4
再任用職員 (特定幹部職員を除く。)	6月	0.45	0.45	0.475
	12月	0.45	0.5	0.475
	合計	0.9	0.95	0.95
再任用職員 (特定幹部職員)	6月	0.55	0.55	0.575
	12月	0.55	0.6	0.575
	合計	1.1	1.15	1.15

- (2) 若年層の給料月額を平均0.3パーセント引き上げるもの
(別表第1、別表第2関係)
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を次のとおりとするもの
(第6条の2、別表第1、別表第2関係)

職務の級	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)
1	187,700円	296,200円	188,700円	235,100円
2	215,200円	338,600円	215,300円	255,400円
3	255,200円	393,000円	243,500円	262,600円
4	274,600円	466,000円	256,900円	272,800円
5	289,700円	565,900円	282,100円	289,100円
6	315,100円	590,700円	322,800円	326,200円
7	356,800円	—	365,000円	370,600円
8	389,900円	—	—	—
9	441,000円	—	—	—

- (4) 職員が60歳に達した日後の最初における4月1日以後の職員の給料月額について、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の受ける級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とするもの(附則関係)

- 2 施行日 1(2) 公布の日(令和4年4月1日適用)
1(1)(令和4年度分) 公布の日(令和4年12月1日適用)
1(1)(令和5年度以降分)・(3)・(4) 令和5年4月1日

第92号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第93号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの
(単位：月分)

区分	現行	改正案	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	1.625	1.625	1.65
12月	1.625	1.675	1.65
合計	3.25	3.3	3.3

- 2 施行日 令和4年度分 公布の日(令和4年12月1日適用)
令和5年度以降分 令和5年4月1日

第94号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給与について次のとおり改めるもの

(1) 1号給の給料月額を376,000円（現行 375,000円）とするもの（第7条関係）

(2) 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第9条関係）

（単位：月分）

区 分	現 行	改正案	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	1.625	1.625	1.65
12月	1.625	1.675	1.65
合計	3.25	3.3	3.3

2 施行日 1(1) 公布の日（令和4年4月1日適用）

1(2)（令和4年度分） 公布の日（令和4年12月1日適用）

1(2)（令和5年度以降分） 令和5年4月1日

第95号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第14条、第25条関係）

（単位：月分）

区 分	現 行	改正案	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	1.2	1.2	1.25
12月	1.2	1.3	1.25
合計	2.4	2.5	2.5

2 一般職の常勤職員の給与改定に準じ、給料月額を引き上げるもの（別表第1、別表第2関係）

3 施行日 2 公布の日（令和4年4月1日適用）

1（令和4年度分） 公布の日（令和4年12月1日適用）

1（令和5年度以降分） 令和5年4月1日

第96号議案

春日井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について

- 1 非常勤職員に係る退職手当の支給について、週休日等を除いた日数が20日に満たない月の要勤務日数の要件を緩和するもの（第2条関係）
- 2 失業者の退職手当の受給資格者が事業を開始した場合に、当該事業の実施期間を支給期間に参入しないこととするもの（第10条関係）
- 3 定年年齢の引上げに伴い、60歳を超えて退職した職員に係る退職手当の基本額について、当分の間、定年退職の場合の支給率により算定することとするもの（附則関係）
- 4 施行日
 - 2 公布の日（令和4年7月1日適用）
 - 1 公布の日（令和4年10月1日適用）
 - 3 令和5年4月1日

第97号議案

春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例について

- 1 次のとおり朝宮公園テニスコートの使用料を改定し、照明設備使用料を新設するもの（別表関係）

区 分	単 位	金 額
使用料	1面1時間につき	350円（現行 300円）
照明設備使用料	1面30分につき	150円

- 2 施行日 令和5年4月1日

第98号議案

春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

- 1 東部調理場の名称を東部第1調理場とするもの（第2条関係）
- 2 白山調理場を廃止し、次のとおり新たに調理場を設けるもの（第2条関係）

名 称	位 置
東部第2調理場	春日井市庄名町348番地1

- 3 施行日 令和5年4月1日

第99号議案

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 放課後児童健全育成事業において、一の支援の単位を構成する児童数の基準に係る緩和措置を3年延長するもの（附則関係）
- 2 施行日 公布の日

第100号議案

春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する条例について

- 1 子どもの家及び子育て子育て総合支援館が行う放課後児童健全育成事業の土曜日のみの利用に係る使用料を次のとおり設けるもの（春日井市子どもの家条例別表第2関係、春日井市子育て子育て総合支援館条例別表関係）

区 分	金額（月額）
午前8時から午後5時まで	600円
午前8時から午後6時まで	800円
午前8時から午後7時まで	1,000円

- 2 施行日 令和5年3月1日

第101号議案

春日井市立保育園条例の一部を改正する条例について

- 1 藤山台保育園の位置を春日井市藤山台3丁目3番地（現行 春日井市藤山台3丁目1番地6）とするもの（別表関係）
- 2 施行日 令和5年4月1日

第102号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正（令和4年国土交通省令第68号。令和4年10月1日施行）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正（令和4年国土交通省令第67号。令和4年10月1日施行）に伴い、低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料について、次のとおり規定を整備するもの（別表関係）
 - (1) 共同住宅等の住戸のみに係る区分を廃止するもの
 - (2) 複合建築物の住宅部分及び非住宅部分の認定に係る区分を設けるもの
- 2 施行日 公布の日

第103号議案

春日井市潮見坂平和公園条例の一部を改正する条例について

- 1 墓所及び合葬式墓地の定義を定めるもの（第3条関係）
- 2 合葬式墓地の永代使用料及び永代清掃料の上限を次のとおり設けるもの（第12条、第14条関係）

区 分	永代使用料	永代清掃料
共同埋蔵施設	40,000円	22,000円
個別埋蔵施設	120,000円	

- 3 施行日 令和5年4月1日

Ⅲ 一般議案の要旨

第104号議案

春日井市子どもの家の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 春日井市小野子どもの家始め6施設
- 2 指定管理者となる団体 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第105号議案

春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 春日井市高蔵寺駅北口自転車駐車場始め4施設
- 2 指定管理者となる団体 春日井市鳥居松町5丁目44番地
高蔵寺サイクル連合体
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

第106号議案

春日井市高蔵寺まなびと交流センターの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 春日井市高蔵寺まなびと交流センター
- 2 指定管理者となる団体 春日井市鳥居松町5丁目44番地
高蔵寺まちづくり株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

IV 令和4年度補正予算の概要

<一般会計> (第6号)

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
第81号議案		
3 民 生 費 952,500	1 子育て世帯臨時特別給付金事業 15歳までの児童に対する給付金 対象：37,500人 25,000円/人 (県10,000円、市15,000円) <人件費> 1,400 <事務費> 13,600 <事業費> 937,500	952,500
合 計 952,500	財源内訳 県支出金 繰入金 財政調整基金繰入金	390,000 562,500

<一般会計> (第7号)

(単位: 千円)

款	内 容 等	金 額
第82号議案		
2 総 務 費 544,167	1 財源更正 公共施設における新型コロナウイルス感染症対策 二酸化炭素測定器購入 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,000 繰入金 財政調整基金繰入金 △ 5,000	
	2 土地開発公社補填金	514,167
	3 過誤納還付金及び還付加算金	30,000
3 民 生 費 195,271	1 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等 国庫補助金返還金	157,661
	2 ヤングケアラー支援推進事業	2,610
	3 財源更正 保育園等給食材料費高騰対策 (1) 公立保育園 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 31,400 繰入金 財政調整基金繰入金 △ 31,400	
	(2) 私立保育園等 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10,700 繰入金 財政調整基金繰入金 △ 10,700	
	4 岩成台保育園解体工事	35,000

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
4 衛 生 費	1 財源更正 水道事業会計における物価高騰対策 水道料金の基本料金免除に伴う減収分等に対する繰出金 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 579,370 繰入金 財政調整基金繰入金 △ 579,370	
7 商 工 費 3,699	1 新あいち創造産業立地補助金返還金 2 財源更正 (1) 地域活性化助成事業 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 206,000 県支出金 げんき商店街推進事業費補助金 14,000 繰入金 財政調整基金繰入金 △ 220,000 (2) 商店街地域交流促進事業 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,650 繰入金 財政調整基金繰入金 △ 3,650 (3) 新型コロナウイルス感染症対策雇用安定支援事業 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 90,000 繰入金 財政調整基金繰入金 △ 90,000	3,699
8 土 木 費 79,400	1 公共下水道事業会計繰出金 燃料価格高騰に係る動力費不足に伴う繰出金	79,400
10 教 育 費	1 財源更正 (1) 学校における新型コロナウイルス感染症対策 二酸化炭素測定器購入 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10,000 繰入金 財政調整基金繰入金 △ 10,000	

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
	(2) 小中学校給食材料費高騰対策 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 72,000 繰入金 財政調整基金繰入金 Δ 72,000	
<燃料・光熱費> 341,000	1 燃料費 2 電気料 3 ガス料 4 指定管理料	4,500 150,700 151,000 34,800
<人件費> 157,027	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 (1) 地域手当 (2) 期末手当 (3) 勤勉手当	13,269 49,690 94,068 2,953 29,259 61,856
合 計 1,320,564	財源内訳 国庫支出金 県支出金 繰入金 財政調整基金繰入金 諸収入 過年度創造産業立地事業助成金返還金 【繰越明許費の追加】 1 岩成台保育園解体工事 2 水槽付消防ポンプ自動車購入 【債務負担行為の追加】 1 市道整備事業 期間 令和5年度 限度額 140,000	1,008,120 16,610 288,438 7,396 35,000 103,180

<特別会計>

(単位：千円)

会計名	内 容 等	金 額
第83号議案 後期高齢者医療事業 800	1 後期高齢者医療保険料還付金 財源内訳 保険料還付金	800 800

<企業会計>

(単位：千円)

会計名	内 容 等	金 額
第84号議案 市民病院事業 241,900	1 収益的支出 医業費用 光熱水費	241,900
第85号議案 水道事業	【債務負担行為の追加】 1 上水道配水管布設工事（高山町その1） 期間 令和5年度 限度額 90,800 2 上水道配水管布設替工事（高蔵寺町その6） 期間 令和5年度 限度額 134,200 3 上水道配水管布設替工事（高蔵寺町その7） 期間 令和5年度 限度額 126,100	
第86号議案 公共下水道事業 79,400	1 収益的支出 営業費用 動力費 財源 収益的收入 営業外収益 他会計負担金	79,400 79,400

V 報告の要旨

報告第33号

和解の専決処分について

春日井市立■■■小学校で発生した■■■につき、次のとおり相手方と和解するもの

相手方	和解の要旨
■■■■■ (■■■■■■■■■■) 損害保険ジャパン株式会社 (東京都新宿区)	市は、■■■■■に対し、本件解決金として1,000,000円を令和4年10月31日限り支払う。■■■■■は、市に対するその余の請求を放棄する。市、■■■■■及び損害保険ジャパン株式会社は、本件に関し、和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。